

平成27年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成27年6月16日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	寺地優君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 7＞
- 日程第 5 行政執行方針（町長・教育委員長・農業委員会会長）＜P 7～P 18＞
- 日程第 6 報告承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 27 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）〕＜P 18～P 20＞
- 日程第 7 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について＜P 20＞
- 日程第 8 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について＜P 20＞
- 日程第 9 報告第 10 号 事故繰越し繰越計算書について＜P 20～P 21＞
- 日程第 10 報告第 11 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 21＞
- 日程第 11 議案第 68 号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例＜P 21～P 22＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成27年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番多治見亮一君、4番木村明雄君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。
2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 6月15日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月16日から6月26日までの11日間とし、このうち17日から23日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、6月16日は、最初に議長の諸般の報告の後、町長から行政報告を受けます。

次に、町長、教育委員長、農業委員会会長から行政執行方針を受けます。

次に、報告承認第3号を即決で審議した後、報告第8号から報告第11号の報告を受けます。

次に、議案第68号を即決で審議いたします。

24日は、一般質問などを行います。

25日以降の審議予定については、一般質

問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第69号から議案第74号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期の決定

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月26日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、17日から23日までの7日間は休会にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月18日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、6件の行政報告を申し上げます。

まず、消防広域化の経過につきまして、御報告を申し上げます。

十勝における消防の広域化につきましては、定例会や全員協議会におきまして十勝圏広域消防運営計画やとちか広域消防局災害出動基本計画の概要等につきまして御報告をさせていただくとともに、昨年12月の第4回定例会におきまして、平成28年4月1日から池北三町行政事務組合が共同処理を行っている業務のうち、消防団事務を除いた消防事務はとちか広域消防事務組合に継承し、消防団事務については各町に事務を継承するため、とちか広域消防事務組合規約と池北三町行政事務組合規約の一部を変更する規約の議決をいただきました。

その後、本年2月に十勝管内全市町村長が集まり、とちか広域消防事務組合規約に関する協議書の調印式が行われ、4月10日付で十勝19市町村の消防事務を共同処理する、とちか広域消防事務組合の設立許可申請書を北海道知事に提出し、5月1日付で設立許可を受け、とちか広域消防事務組合が設立されました。

これに伴い、消防広域化に関する事務は、十勝圏複合事務組合消防広域推進室から、とちか広域消防事務組合広域消防準備室に移管

され、組合運営に関する諸規程や事務体制を整備するための暫定予算が専決処分されております。

また、6月29日のとちか広域消防事務組合初議会に向け、5月には市町村担当課長、消防長、消防署長、副市町村長及び市町村長による会議が開催され、議案内容等の確認作業が行われております。

消防団については、それぞれの市町村に引き継がれることから、5月21日には池北三町行政事務組合の主催により、足寄町、本別町及び陸別町の担当課長、消防団長及び消防署長等が集まり、消防団事務の移行に必要な規程や事務手続等についての確認、協議が行われました。

なお、消防団の設置に関する条例や消防団員の定員、任免、服務等に関する条例は9月の第3回定例会に提案を予定しており、池北三町行政事務組合が有する消防事務にかかわる財産処分の議会議決については12月の第4回定例会に提案を予定しております。

また、新たな広域消防事務組合の消防職員となる足寄消防署職員が本町の消防団事務を行うためには、本町職員として併任発令をする必要があります。今後、必要な手続を行う予定であります。

あわせて、広報あしよろ7月号におきまして、消防広域化に関する特集を組み、消防広域化の背景や広域化により期待される効果、広域化による主な変更点などにつきまして、お知らせを行う予定であります。

現在、とちか広域消防事務組合、池北三町行政事務組合を初めとする既存消防事務組合及び各市町村において、スムーズな移行のための作業を進めており、引き続き、オール十勝により検討、協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

次に、下愛冠3丁目旧下愛冠団地跡の土地売払いについてでございます。

下愛冠3丁目1番9外2筆の宅地6,023.49平方メートルを売り払いいたしました。

たので、御報告を申し上げます。

本土地は、下愛冠3丁目の旧下愛冠団地跡で、既に町営住宅は解体し更地となっておりますが、土砂災害警戒区域指定予定地であることから、町営住宅の建てかえ用地並びに宅地としての分譲も困難であると判断し、利用計画のない土地でありました。

先般、本土地を、宮城県に本社がありますニューデジタルケーブル株式会社から、ソーラー発電パネル設置用地として購入したい旨申込みがありましたので、売り払いすることといたしました。

なお、売り払い金額は1,188万円で、本町の仮評価額といたしましては約895万円でございます。

今後も管理が困難であり、公共用地として利活用計画がない遊休財産については、適正処分してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

次に、土地開発基金所有財産の買戻しについてでございます。

土地開発基金により取得した財産の一般会計買戻しについて、御報告を申し上げます。

本年3月19日に、南4条1丁目11番、27番、28番1の宅地3筆595.59平方メートルを先行取得いたしました。

本物件は、昨年寄附いただきました南4条1丁目10番の宅地198.34平方メートル及び12番の宅地535.53平方メートルに挟まれた土地であったことから、取得することで合計1,329.46平方メートルと比較的大きな更地となり、一体的に有効活用できると判断し、先行取得したものであります。

今後、本物件を中学校の教職員住宅建設地として利活用すべく、今定例会において買戻しするための予算を計上させていただいております。

次に、平成26年第3回定例会において報告いたしました、南6条1丁目の旧東和石田

株式会社事務所跡地について、NPO法人障がい児・者地域サポートふれあいの事務所兼作業所としての利活用を優先し検討する旨、御報告しておりました。

しかし、この後の行政執行方針において詳細を御説明いたしますが、公設民営塾として利活用する予定とし、現在、協議を進めていることから、買い戻し及び事務所棟を有効活用するため、老朽化した居宅棟の解体の費用を、今定例会において補正予算として提案させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

なお、両物件の図面を別紙として貼付しておりますので、御参照願います。

次に、ドクターヘリの十勝圏への運航圏域拡大について御報告をいたします。

まず、道内におけるドクターヘリの配備状況ですが、別紙のとおり平成17年度の道央圏を初めとして、平成21年度に道東圏及び道北圏、そして本年2月には道南圏に導入されましたが、十勝地域は地理的な要因等から、いずれの圏域にも属さない全道で唯一の空白地域となっております。

このことから、昨年2月から医療関係者、市町村担当課長及び消防本部関係者等で構成する十勝保健医療福祉圏域連絡推進会議において、十勝圏におけるドクターヘリの導入について検討してきました。

その結果、ドクターヘリの有効性、必要性は確認されたものの、現状では十勝単独の導入は困難であり、当面、道東ドクターヘリ及び道北ドクターヘリの運航圏域の拡大を要請すべきとの結論に至り、本年4月8日に開催された十勝町村会及び帯広市との協議で決定されました。

5月13日に道東ドクターヘリ運航調整委員会に要請し、6月26日には道北ドクターヘリ運航調査委員会に要請する予定であります。本町といたしましては、広大な行政面積を有するだけでなく、国道241、242号線を抱えており、交通量も多く、昨年も交通事故や農作業事故で2回、道東ドクターへ

りの出動を依頼した経緯もあることから、ぜひとも運行圏域拡大が実現できるよう期待しているところであります。

なお、運行圏域拡大が認められた場合の費用負担については、十勝管内1市18町村で均等割負担とすることを決定しており、第3回定例会に補正予算を提出する予定でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における平成26年度の実績が取りまとめられましたので、御報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案409件、滞納額2億6,531万1,000円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は1億1,269万1,000円、本税収納率は42.48%の実績となっており、昨年実績と比べ13.89ポイントの増となっております。

次に、本町が十勝市町村税滞納整理機構に引継ぎしました事案は10件、滞納額600万5,000円となっており、延滞金を含めた収納額は179万6,000円、本税収納率は29.90%の実績となっており、昨年実績と比べ、3.31ポイントの減となっております。

収納額は前年度実績を上回りましたが、収納率については下回る結果となっております。

経済不況などを背景に雇用環境の悪化などの影響を受けた中においては、引き続き高い水準を維持することができております。

また、事前予告通知による効果額は136万7,000円で、収納実績額と合わせた総額は316万3,000円となっており、本町が負担する分担金89万円を差し引いた費用対効果額は、227万3,000円の実績となっております。

発足から8年間における本町の引継ぎ件数は延べ84件で、収納額は2,514万6,000円の実績となっており、滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収

納率も向上しているところであります。

なお、平成27年度におきましては、継続事案4件を含む9件、滞納税額514万5,000円を引き継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、真面目に納税されている方々との不公平感をなくすため、十勝一丸となった取り組みを図ってまいる所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、阿寒国立公園の名称変更協議についてでございます。

阿寒国立公園は、昭和9年12月4日に大雪山や日光などとともに国立公園に指定され、平成26年で80周年を迎えた公園です。

阿寒国立公園は、総面積9万481ヘクタールを有する広大な公園であり、北海道東部の釧路、根室、十勝、網走の各管内11市町にまたがり、千島火山帯の活動によってできた阿寒、屈斜路、摩周の三つのカルデラ湖を主体とした森と湖、そして全国でも数少ない原始的姿を今も残す国立公園であります。

近年、アジア圏を中心に訪日外国人が全国的にふえ、本地域においても団体、個人客ともに増加傾向にあります。現在の名称である阿寒は、公園区内の地域を網羅しておらず、訪日外国人誘致にしのぎを削る全国各地の観光戦略としてもイメージが弱いことから、公園全体における観光振興の効果を上げるため、国内外に抜群の知名度を持つ摩周を名称に加えた阿寒摩周国立公園とする提案が釧路市及び弟子屈町からありました。

この提案を受け、関係自治体において名称変更について地域による合意を得る作業に入ったところであります。

本町においても観光振興のさらなる発展は必須であると考え、今後も努力をしていく考えであることから、合意することによって進めてま

いりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 安久津勝彦君。

○議長（吉田敏男君） 議長のお許しをいただきましたので、平成27年度行政執行方針を申し上げます。

第2回足寄町議会定例会に当たり、私の町政執行に関する基本的な考えを申し上げます。

私は、去る4月26日執行された統一地方選挙において、安全と希望、快適なまちづくりを掲げて立候補し、多くの町民の皆様から温かい御支援をいただき、4期目の町政を担わせていただくこととなりました。

その責任の重さをしっかり受けとめ、3期12年の町政運営、経験を生かし、常に町民目線をもって誠心誠意、足寄町の発展に取り組む所存でありますので、町民の皆様、町議会議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます次第であります。

町政執行に当たっての基本姿勢を申し上げます。

まず、前期から取り組みを進めている足寄町第6次総合計画の策定、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定については、第3回定例会に報告、提案すべく作業を進めてまいります。

次に、選挙公約に掲げた重点項目について申し上げます。

第1に、子育て・教育支援の充実については、地方創生先行型によりスタートさせた出産金支給、学童保育無料化、学校給食費無料化の継続、保育園・へき地保育所の保育料無

料化実現等の子育て、教育支援を安定的、継続的に実施するための財源として、5億円程度の（仮称）子育て安心基金の創設を第3回定例会に条例提案できるよう取り進める考えであります。

第2に、平成23年度から26年度までの4年間実施してきた住環境整備にかかわる支援について、新たに中古住宅購入、店舗・事務所等の商業系家屋も支援対象とした住環境・店舗等整備補助金を制度化をし、4月に遡及して実施いたします。

第3に、足寄高校存続のために、足寄高校生を対象とした公設民営塾を設置することを決断をいたしましたので、議員各位の特段の御理解と御協力をお願い申し上げるとともに、決断に至った背景、経過、塾開設に向けた今後の予定等の説明を申し上げます。

北海道立足寄高等学校は、昭和24年に北海道立本別高等学校西足寄分校として定時制課程により開校し、昭和28年に西足寄町立北海道西足寄高等学校として独立、昭和30年には通常課程普通科2学級と定時制夜間課程をあわせもつ北海道足寄高等学校に名称を変更し、さらに昭和33年に北海道立に移管となり、ことしで67年目を迎えました。

開校当初から地域と密接に連携した教育活動を実践し、足寄町の緑豊かな自然のもと、敬愛、創造、勤労を校訓に掲げ、今日まで輝かしい歴史と伝統のもと着実な発展を遂げてまいりました。

足寄町の振興とともに足寄高等学校は発展し、昭和53年から昭和63年まで全日制課程の全校生徒が毎年600人以上在籍し、開校以来これまで8,000人を超える卒業生を輩出、十勝管内はもとより全国各地のさまざまな分野で活躍されておりますが、近年、本町の人口減や少子化の進行とともに入学者が減少し、現在は全校生徒数が110人ほどの小規模校となっております

しかしながら、小規模校ならではのきめ細かい個に応じた指導が行われ、夢を育み実現するために、社会で生きる実践的な力の育成

を目指し、さらに地域の農林業や地元企業の方々、九州大学北海道演習林等の御協力をいただき、特色あるさまざまなカリキュラムが生まれ、部活動で好成績や地域活動への積極的な参加など、のびのびとした高校生活を過ごし、ここ数年は約6割から7割が大学や専門学校に進学し、就職率は100%となっております。

平成7年には、同窓会やPTA、町内企業が中心となって全町一丸で魅力ある学校づくりを支援するための足寄高等学校振興会が設立されました。

足寄高等学校の維持発展のためには、1学年2学級の確保が不可欠と考えており、町と足寄高等学校振興会を中心にさまざまな支援を行っており、国際社会に対応する豊かな人間形成を図るために第1学年全員を本町の姉妹都市であるカナダ、ウェタスキウィン市に全額町費により研修派遣を行い、さらに保護者の負担軽減のために通学費や下宿代の補助、入学時・修学旅行時の支援を行っています。

また、足寄高等学校振興会を通じ、進学や就職のための講演会開催、模擬試験や介護職等の資格取得、全国・全道大会遠征経費等、社会の変化や時代の進展に対応した魅力ある学校づくりのための支援と保護者の負担軽減、学校PR用パンフレットの作成等を行っています。

本年度は、新たに給食費補助も開始したところでございます。

全日制普通科において、昭和54年度から平成2年度まで1学年5クラスを維持していましたが、足寄町の人口減とともに学級減が進み、平成8年には1学年3クラスとなり、平成13年度以降は新入学者数が80人以下となり、平成22年度が42人、平成23年度が38人、平成24年度が47人、平成25年度が41人、平成26年度が30人、平成27年度が45人という状況であります。

足寄町の人口減の状況を踏まえると、このまま新たな特効薬がなければ、1学年2クラ

スを維持可能な41名以上の入学者数を確保することは困難であり、近い将来、キャンパス校さらには閉校という最悪の事態になりかねないと考えております。

高校全入時代の現代において、私学もなく、鉄道路線の廃止により公共交通機関が十分に整備されていない通学不便地域である本町にとって、中学卒業者の高校進学のを確保することは非常に重要であり、地域から学校がなくなるということは、過去の歴史から見ても、その地域への影響ははかり知れず、足寄高等学校が廃校となってしまった場合、他町にある高等学校にバス通学をせざるを得ず、経済的にも時間的にも生徒や保護者の大きな負担になり、また、だれもがバス通学可能な高等学校に入学できるとは限らないため、さらに負担の大きな遠方に通学もしくは下宿をしなければならなくなります。

さらに、足寄高等学校の存続は、足寄町の発展に大きくかかわる問題であり、高校卒業までの教育を自宅から安心して通学させる環境にない地域は、子育て環境が不十分とみなされ、人口流出がとまらず、少子高齢化と過疎化が急速に進行するものと考えております。

しかしながら、都市部の高等学校にも劣らない魅力的で特色のある足寄高等学校になれば、足寄高等学校への入学を目的とした足寄町への転入者も期待ができ、さらに人と物の交流が膨らみ、まち・ひと・しごとの創生に資するものと考えております。

これらのことから、生徒や保護者から最も要望が高い学力向上のために、足寄高等学校魅力化プロジェクトとして、公設民営塾設置の決断に至った次第であります。

国は、地方創生にかかわる先駆的な取り組みや広域的な取り組みを行う自治体に対し、上乗せ交付を行うために300億円の財源留保をしており、この足寄高等学校魅力化プロジェクトを上乗せ交付の対象事業として認めていただけるよう内閣府と相談を行うこととしております。

今後、塾運営の提案書を作成し、運営を担っていただく予定の株式会社Birth47は、本町に生まれ育ち足寄高等学校を卒業された高橋宏幸氏が代表取締役社長であり、学習塾を全国で40カ所、スポーツスクールも約30カ所のほか、建材事業や公立公園内の飲食店舗運営等、多角的な経営をされており、非常に愛郷心を持って今回のプロジェクトの素案の提案をしていただいております。現在さまざまな角度から協議を進めているところでもあります。

現在、足寄高等学校魅力化プロジェクトの運営方法や契約形態、経費積算等の詳細な検討を進めておりますが、多くの中学3年生が夏休み明けの9月から志望校の選択を本格化するため、9月上旬からこのプロジェクトの広報活動を行う必要があることから、8月中旬までに、これは遅くともというふうに考えていますが、8月中旬までに関連予算の提案をさせていただきたいと考えております。

足寄町の創生を進めるためには、足寄町から高校がなくなることは絶対に避けなければならないと考えており、未来のためのまちづくり、人づくりのために、地方創生関連交付金の対象となるよう努力してまいります。

また、交付金の対象とならない場合であっても、これまで積み立てた基金等を取り崩してでも伝統ある足寄高等学校を守る必要があると考えており、また、ふるさと納税と同様、寄附金控除の対象となるインターネット募金のクラウドファンディングによる全国からの寄附による財源調達も検討しており、足寄高等学校の存続、魅力化につきまして、町としても引き続き全力で取り組んでいく所存であります。

なお、塾設置予定場所については、土地開発基金で取得した町有地、建物であり、この取り扱いについては、行政報告で説明させていただいたとおりでございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

その他の公約の実施も含め、平成27年度の一般会計、特別会計、事業会計の補正予算

案につきまして、その概要を説明を申し上げます。

本年度は、統一地方選挙の年でありますことから、当初予算の編成におきましては、いわゆる骨格予算とし編成してまいりましたが、今次、御提案申し上げます補正予算は、先ほど申し上げました町政執行方針に基づく政策予算等につきまして、それぞれ措置するものであります。

その結果、今次補正の歳出予算の総額は、一般会計8億724万3,000円、特別会計824万5,000円、事業会計923万1,000円、合計で8億2,471万9,000円となり、これを当初予算等に加えした各会計の総額は、一般会計で89億9,460万円、特別会計32億8,511万1,000円、事業会計16億2,104万7,000円、合計で139億75万8,000円となるものであります。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

まず、地域活性化の推進について申し上げます。

さきに述べました、住環境・店舗等整備補助金でございますが、平成23年度は定住促進住宅建設補助金といたしまして、新築に対する補助を行い、平成24年度から26年度は新築に増改築、改修、耐震診断、耐震改修も追加し、定住人口の確保と地域経済の活性化を目的として、住環境整備の支援を行ってまいりました。

4年間の実績といたしましては、新築は17件で補助金額は1,700万円、住宅改修は545件で補助金額は9,854万円となりました。工事金額は、合計で約8億5,953万円となっております。

本制度の創設をきっかけに多くの町内業者による新増築や改修工事が行われ、地域経済の活性化と住環境の改善に非常に効果のある事業であったことから、平成27年度からは補助金の上限を150万円に増額をし、中古住宅の購入や店舗・事務所等の商業系家屋も

補助対象に広げた住環境・店舗等整備補助金として制度化をし、定住人口の確保、地域経済の活性化を図ってまいります。

本年度におきましては、平成26年度予算額並みの4,000万円の予算措置をいたしました。

平成23年度から実施しておりました、まちづくり活動支援補助金につきましても、これまで同様、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を行う町内住民グループを支援するため、1団体30万円を限度に補助を行うこととして5団体分の予算措置をいたしました。

今後、自治会等による自主防災組織結成のための支援について検討をしております。

また、ラワンブキ、放牧酪農牛乳を用いたチーズ、苺栽培など、本町にあるさまざまな地域資源を活用した6次産業化の取り組みなどを進め、地域活性化を図るため、当初予算でも計上し実行していますが、さらに地域のさまざまな課題に取り組むことができるよう地域おこし協力隊員増員のための予算措置をいたしました。

なお、地域おこし協力隊員にかかわる経費のうち、一人当たり最大400万円は特別交付税措置の対象となっております。

次に、公共施設、財産の管理についてありますが、昨年度、森林整備加速化・林業再生事業を活用し、老朽化した大誉地生活改善センターを建てかえ、大誉地集落センターとして整備いたしました。今年度、その外構工事といたしまして舗装工事等の整備のための予算措置をいたしました。

また、老朽化した町有建物の解体を順次進めておりますが、今年度も旧上利別消防会館などの町有建物を解体するための予算措置をいたしました。

あわせて、土地開発基金で先行取得いたしました南6条1丁目の土地を普通財産として買い戻しし、居宅棟の建物が老朽化していることから、解体することといたしました。

次に、総合計画につきましては、平成26

年第4回定例会において行政報告しておりますが、平成26年度で第5次総合計画の計画期間が終了いたしましたことから、本年度をスタートとする第6次総合計画の策定準備を進めており、計画策定のための予算措置を行いました。

次に、行政情報システムの整備についてであります。

国において、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、活用するためのマイナンバー制度が平成28年1月から運用が始まりますが、その準備として、社会保障、住民基本台帳、地方税務、団体内総合宛名システム等の改修のための予算措置をいたしました。

また、役場、町民センター総合体育館の窓口業務の迅速化や庁舎内の電算事務の簡素化、効率化などを図るため、庁舎内無線LANを構築し、業務用パソコンの無線化のための予算措置を行いました。

あわせて、町民や観光客も使えるWi-Fiフリースポット化を図ります。

また、Windows XPを搭載しているパソコンの更新のための予算措置をいたしました。Windows XPの更新は、今年度で完了となります。

次に、新エネルギー利用の推進についてであります。全国的に再生可能エネルギー導入の機運が高まっており、本町においてもこの機を逃さず地熱を初め、豊富な地域資源の利活用を、地元事業者と連携し推進してまいります。

また、一般住宅への太陽光発電システムや木質ペレット燃焼機器導入につきましては、今年度も継続して補助事業を行ってまいります。

木質ペレット燃焼機器導入につきましては、今年度から一般住宅に加えて民間事業所へのペレットボイラー導入補助金を開始を

し、資源の循環と地球温暖化防止を図るため予算措置をいたしました。

再生可能エネルギーや農林業などの幅広い知識、技能と産業へつなげる構成力を持った専門的な人材を募り、地元では見過ごされがちな地域資源に新たな用途、価値を見出し地域の産業とつなげることで地方創生及び人口減少対策等に結びつく取り組みを進めるため、新エネルギー分野においても地域おこし協力隊の予算措置をいたしました。

次に、農業振興対策について申し上げます。

本年度も農業の持続的発展を支える取り組みを行ってまいります。

1点目は、道営草地畜産基盤整備事業、これは公共牧場整備により、公共牧場及び生産者の草地整備等を実施するなど、自給飼料の生産性向上を図るため、農業基盤の整備を推進いたします。

2点目は、農業担い手の確保と育成対策であります。これまで14組の方が新規就農を実現し、現在2組の方が就農を目指し研修中であります。

本年度も引き続き国の政策である新規就農総合支援事業と一体的に重点政策として推進してまいります。

3点目は、本年度から日本型直接支払制度が法制化されたことにより、事業を一体化し、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支援補助金交付を活用し、足寄町農業再生協議会を中心に関係機関、団体と連携を強化し、積極的に取り組んでまいります。

次に、畜産経営従事者の高齢化及び畜産農家の減少など厳しい状況にある中、畜産経営の安定と向上を図るために、規模拡大等の意欲ある畜産農家に対し、無利子による畜産振興資金貸付の予算措置をいたしました。

さらに、畜産経営を行う上で大きな影響を与えることとなる家畜伝染病に対する予防対策推進のため、家畜伝染病予防対策補助金の予算措置を行いました。

また、融雪後、降雨時により林道の法面等が被災したことから、農林業者等の通行確保のため林道補修工事の予算措置を行いました。

次に、林業振興について申し上げます。

森林、林業を取り巻く状況は、各地で木質バイオマス発電所の建設が進んでおり、活発な木材市況が続いております。

本町としても、将来にわたり森林の恵みを楽しむことができるよう昨年度に引き続き各事業の補助を実施してまいります。

また、町有林の管理運営についても引き続き貴重な財産である木質資源を持続、循環させるとともに、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策については、北海道が実施する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を引き続き活用することで、狩猟者の有害鳥獣駆除にかかわる経費負担を軽くするとともに、農林業被害の軽減に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

次に、商工観光振興についてですが、雌阿寒温泉駐車場の公衆トイレは、平成7年に建設されており、建物等の老朽化が進んでいることから、機能回復を図るため、自然公園等整備事業補助金を活用し、改修工事の予算措置をいたしました。

道の駅あしよろ湖に設置されている大型観光案内板の情報表示面が劣化しており、表示内容も古くなっていることから、地域資源等のPRを含め観光客等の利用者増につなげるため、案内板の改修を行う予算措置をいたしました。

また、各種イベントで使用しているイベント用テント、テーブル、椅子等について、利用頻度が多く損傷が見受けられ、設置する際、支障を来していることから、ふるさと応援基金事業を活用し、更新することといたしました。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

まず、医療と介護・保健・福祉の連携シス

テムですが、昨年4月の小規模多機能型居宅介護施設と地域交流施設に続き、本年4月1日から認知症高齢者グループホームと生活支援長屋が運営開始されました。

今後においては、高齢者等の住宅生活を支えるため、福祉課総合支援相談室を軸に医療及び介護サービス事業所等と情報を共有し、連携をさらに推進してまいります。

なお、小規模多機能型居宅介護施設の登録定員が25名から29名に改正されたことに伴い、指定管理者である足寄町社会福祉協議会と協議し、登録定員を29名に拡大するためのロッカー及びロビー等の改修費用を予算措置をいたしました。

また、介護士等の人材を育成し確保するため、介護職員初任者研修事業に対し、開催経費を支援補助することにしました。

研修対象者は、足寄高校生15人と一般5人の合計20人を予定し、当初予算に計上しておりました、足寄高等学校振興会補助金のうち、介護職員受講費用分を減額をし、足寄町社会福祉協議会による事業に一本化して実施する予算措置をいたしました。

次に、本年4月1日、消防法施行令等の改正に伴い、軽費老人ホームにおいてもスプリンクラー設備の配置が義務づけられました。

本町では、ケアハウス銀河の里あしよろが対象施設となることから、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の助成を受けて、町から社会福祉法人あしよろ敬愛会に補助する予算措置をいたしました。

次に、中央児童館と下愛冠児童館を統合した新児童館と学童保育所を併設した（仮称）放課後児童拠点施設の新築工事について、国及び道補助金等にかかわる財源確保について一定のめどが立ったことから、8月以降とされている補助採択後、速やかに着工できるように工事請負費を予算措置いたしました。

また、本年4月から学童保育所保育料の無償化を実施していますが、放課後における障害児の日中一時支援にかかわる保護者の利用者負担を無償化するために、一般財源から補

助する予算措置をいたしました。

なお、昨年4月から保育所保育料について、第2子半額、第3子以降無料といたしましたが、これを第1子も含めて全額無償とするほか、学童保育料や学校給食費等の無償化を安定的かつ継続して実施できるよう、（仮称）子ども子育て支援基金を創設したいと考えております。

これらの実施時期については、第6次総合計画や地域創生戦略との調整を図る必要から、平成27年第3回定例会までには素案をお示し、遅くとも平成28年度から実施できるよう準備を進めてまいります。

また、少子化対策の一環として、望んでも子供が授けられない夫婦の経済的負担を軽減するため、これまでの不妊治療費助成制度に町独自の支援対策を拡充し、助成額を倍増するほか、新たに男性不妊治療費を対象に加える制度改正を予定し、第3回定例会に補正予算を提案させていただき考えております。

少子化対策や人口減少対策と並行して、結婚、妊娠、出産、子育てにかかわる切れ目のない施策を総合的に推進し、本町の子供子育て支援対策の充実化を図っていくため、教育委員会とも連携をして（仮称）子ども課の設置を検討していきます。

次に、足寄霊園の園路修繕工事についてですが、霊園西側の園路のコンクリート平板が老朽化しており、路面がでこぼことなり、歩きにくくなっていることから、修繕のための予算措置をいたしました。

園路の間隔が短く、重機などでの作業が困難なことから、5年程度をかけて順次平板を張りかえし、整備していく予定としております。

次に、営農用水道等費についてですが、愛冠飲雑用水及び西足寄専用水道の導水管路の紙データを電子データ化し、円滑な管理を図るための予算措置を行いました。

次に、道路維持費についてですが、町道上稲牛線ほか1路線の法面応急補修のための調査設計費と舗装路面のでこぼこなど車

両通行に支障を来しております、町道東芽登原野線ほか2路線及び排水不良となっております、町道下足寄太線ほか1路線の道路排水整備を行う予算措置をいたしました。

次に、土木建設工事についてであります。道路整備を通じて生活道路の改善、確保を図るため、町道旭栄通、旭町南通及び西町3丁目2号通の道路整備工事と次年度以降の道路整備に向けた用地確定及び実施設計の予算措置をいたしました。

土木車両管理費においては、安定的な歩道除雪と安全、安心な歩道通行の確保を図るため、社会資本整備総合交付金を活用しての歩道用小型除雪機の更新に要する予算措置を行いました。

次に、公園事業についてであります。北星公園の休憩施設（パーゴラ）撤去など11公園の老朽化した遊具の部材交換及び里見が丘公園再整備事業の園路整備にかかわる保安林解除申請などに要する予算措置をいたしました。

次に、公営住宅につきましては、公営住宅等町寿命化計画に基づき、下愛冠団地1棟12戸の屋根、外壁塗装工事を実施いたします。

次に、消防施設についてであります。足寄消防署の広報連絡車購入、螺湾消防会館新築工事などのため、池北三町行政事務組合消防負担金を予算措置をいたしました。

次に、教育振興について申し上げます。

まず、学校施設の整備についてであります。本年度には足寄小学校体育館扉、大誉地小学校体育館・器具庫屋根、螺湾小学校体育館基礎の改修工事を行います。

また、給食センターが完成したことにより、整備を予定しておりました、足寄中学校の外構工事を実施いたします。

教職員住宅の整備については、土地開発基金が4条1丁目に保有する用地を取得し、1棟4戸の住宅を建設した後に、老朽化している南6条2丁目の1棟3戸の住宅を解体し、跡地は駐車場として利用をいたします。

次に、社会教育施設整備として、本年度は町民センターの図書室整備を中心とした施設大規模改修に係る基本設計を行い、平成28年度以降に整備について準備を進めます。

また、総合体育館の整備については、利用者から要望の強かったトイレの洋式化の改修工事を実施し、施設環境の整備を図ります。

特別会計についてであります。国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、マイナンバー制度に伴う社会保障・税番号制度システム改修業務にかかわる予算措置を行いました。

次に、介護サービス事業特別会計であります。危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の改正に伴い、完成後40年が経過しております、特別養護老人ホームの地下貯蔵タンク内面ライニング工事を行うための予算措置を行いました。

次に、足寄町上水道事業会計についてであります。町道整備に伴う配水管敷設かえ事業を行い、地域住民への安心、安全な水道水の安定的な供給を図ってまいります。

次に、足寄町国民健康保険病院事業会計についてであります。国保病院の運営につきましては、病院の理念に掲げる思いやりのある病院づくりを最重点としてさまざまな取り組みを進めており、特に患者さんへの対応における接遇や診療体制の見直しなど、利用いただいている患者さんの目線に沿った改革を進めております。

経営改善につきましては、平成23年度までの計画として進めた公立病院改革プラン終了後も経営の見直しや新たな取り組みなどを継続して実施し、人工透析治療の開始や入院基本料13対1の取得など、診療収入の増収による経営の健全化を進めております。平成27年3月に総務省から新たな公立病院改革ガイドラインが示され、今後、北海道から示される北海道地域医療構想を踏まえ、平成28年度中に新公立病院改革プランの策定が求められております。

今後も医師、看護師の安定確保はもとより、職員の一層の知識と技術の向上や良質な医療の提供と思いやりある患者対応に努め、医療サービスと費用対効果の両面とを十分に考慮しながら着実に経営の健全化が進展するよう積極的に取り組んでまいります。

以上が、歳出の概要であります。次に、歳入について御説明申し上げます。

歳入に必要な財源として、地方交付税、基金繰入金、国・道の支出金、町債等をそれぞれ計上するものでございます。

以上、一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案の概要の説明も含め、行政執行方針とさせていただきます。

今後の町政運営について、議会との連携のもと大いに議論をし、誤りなき町政運営、執行に当たってまいり所存でありますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げ、終了とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

11時20分再開をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育委員長 星崎隆雄君。

○教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成27年第2回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

1、基本姿勢。

最初に、基本姿勢についてです。

子供の健やかな成長と豊かに学び続ける大人の姿は、時代や社会を超えた共通の願いです。

今、学校教育では学力向上や体力低下、いじめ問題、規範意識の欠如など教育課題の解決に向けて組織的にスピード感を持って対応

していくことが求められています。

一方、生涯学習では生涯学習社会の進展に伴う多様な学びの保障や学習成果の活用、住民参画型の事業展開、指導者の確保と指導体制の確立、家庭教育のあり方などについて実効性のある支援策やネットワークづくりを構築していかなければなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育基本法を初めとする教育関連法や第6次足寄町総合計画及び第4次足寄町生涯学習推進計画などを基底に据え、今年度から制度化された総合教育会議の協議、調整を尊重し、学校や家庭、地域、関係機関、団体と相互に理解と補完を図りながら、地域の宝である子供たちの確かな学びや町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進について、主な施策を申し上げます。

2、学校教育の推進。

一つ目は、生きる力を育む学校教育の推進についてです。

まず、学習指導要領の基本理念である生きる力を育成するために、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた教育課程の管理に努め、生涯学習推進アドバイザーを活用した点検確認や進行管理を通じ、教育の質の向上を図ってまいります。

次に、保護者、地域に信頼される、安心して託される学校運営に向け、教育委員会が主体性を発揮し、校長会議、教頭会議を通して的確な指示や指導等の徹底を図ってまいります。

さらに、開かれた学校や特色ある教育づくりに資する学校評議員会議、学校評価、地域参観日、小中連携活動などを実施してまいります。

生きる力の具体的な方策といたしまして、確かな学力では、加配措置の少人数指導や習熟度別学習、町単独による学習支援員の配置、地域学力向上推進事業や巡回指導教員制度の活用、長期休業中の学習機会の提供、家

庭学習の手引きの配布、家庭への啓発活動などに取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査の実施結果を受け、足寄町教育委員会としての学力向上推進プランに基づく各学校の具体的方策や数値目標を位置づけた学力向上策や学校改善プランとともに、足寄町生涯学習研究所による学力調査、分析の活用を通し、学力向上を図ってまいります。

さらに、国旗、国歌の実施では、儀式的行事等において望まし形での実施を図ってまいります。

次に、豊かな心では、道徳教育を重視し、私たちの道徳を活用した命の大切さや思いやりの心、規範意識などの醸成、教育相談の充実、読書活動の推進などに取り組んでまいります。

特に、読書につきましては、想像力や共感性などの豊かな感性を育む学校図書の充実に向け、引き続き蔵書の計画的な整備や図書室の定期的巡回移動図書による配本活動などに取り組んでまいります。

また、いじめは誰にでも起こり得る、犯罪である、教育の問題であるとの基本認識に立ち、足寄町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期対応、学校、関係機関との連携などに努めてまいります。

さらに、学校のいじめアンケートも引き続き年2回実施するとともに、今年度から望ましい人間関係やいじめ防止に活用するQUTテストを僻地3校を除いた小学校3年以上、中学校では全学年対象に実施してまいります。

そして、健やかな体では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を踏まえ、教科体育の充実や体力づくり運動の日常実践化、新体力テストの実施などを推進してまいります。

また、安全面の配慮を要する中学校教科体育の柔道選択において、有段者の教員を配置した複数の教員による指導や安全管理の徹底を図ってまいります。

今日的な教育課題につきましては、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関す

る指導を推進するとともに、学校給食の衛生、安全管理の充実に努めてまいります。

また、学校給食では、魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用によるふろさと給食やリクエスト給食を継続し、安全安心な給食の提供に努めてまいります。

国際理解教育では、国際交流員の積極的な活用を図り、町内の小学校や中学校、足寄高等学校に派遣して授業を支援し、異文化理解や外国語習得に努めてまいります。

キャリア教育では、関係機関、団体等との協力、調整を図り、職場訪問体験学習などを通し、望ましい職業観や勤労観を培ってまいります。

防災・交通安全教育では、いつでも、どこでも起こり得ることを想定し、各教科の関連学習内容や実施訓練を通して災害への適切な迅速対応に努めてまいります。

I C T教育では、児童生徒が急速に進展している情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力を身につけさせるため、教育活動のさまざまな場面において効果的活用を図るとともに、情報モラル教育の徹底にも努めてまいります。

環境教育では、足寄中学校の太陽光発電装置を活用した環境保全やエネルギー教育を理科授業などの教育活動に組み入れてまいります。

特別支援教育では、個別指導計画や教育支援計画に基づいた教育活動の展開や学習支援員の継続配置、あしよろ子どもセンターとの連携など支援体制の充実に努めてまいります。

複式教育では、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習と交流学習を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実に努めてまいります。

足寄高等学校の存続に向けた取り組みにつきましては、遠距離通学費や入学時及び見学旅行時の補助を行うとともに、魅力ある学校づくりとしての進学合同学習や部活動、検

定・模擬試験の自己負担の軽減、PR活動などの継続支援を進めてまいります。

また、第1学年全員の全額公費負担による姉妹都市ウエタスキウィン市に派遣する足寄高校生海外研修派遣事業の実施や、足寄町社会福祉協議会による介護職員養成講座の講習料補助も継続してまいります。

さらに、足寄高等学校振興会や足寄高校を存続させる会と連携し、あらゆる可能性や実行策を検討しながら二間口確保に向けた取り組みを継続して進めてまいります。

学校給食につきましては、学校給食センターが今年度4月の供用開始に伴い、新施設での給食が供用開始され、小中学校への給食提供のほかに、平成27年6月1日から足寄高等学校の希望生徒にも給食提供を実施しております。

また、給食費につきましては、子育てや足寄高等学校存続などの支援策、さらには人口減少対策として今年度から小・中学校と高校に無料化を導入しています。

教育環境につきましては、老朽化に伴う校舎の施設、設備の改修や教職員住宅の改築を、足寄町総合計画を踏まえ計画的に進めてまいります。

3、生涯学習の推進。

二つ目は、豊かに学び続ける生涯学習の推進についてです。

「笑顔があふれるまちづくり～まなび、つながり、ささえあい～」を基本理念とした第4次足寄町生涯学習推進計画を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習の充実を図ってまいります。

また、主体的な学習活動やその成果をまちづくりや人づくりに反映していくための支援を進めてまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接する社会が家庭であることから、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会すくすくの充実をさらに図ってまいります。

また、あしよろ子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連携により、家庭

教育、子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が培われる青少年期にさまざまな体験活動を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれており、地域の自然、文化、歴史などの地域素材を生かした自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」の実施を初め、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援と育成に努めるとともに、長期休業中の居場所づくりとしてチャレンジクラブを夏季間と冬季間にわたって実施し、学びの習慣化を図ってまいります。

また、地域の教育機関であるネイパルあしよろや九州大学北海道演習林との連携を図ってまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な課題であることから、情報の提供とリーダー養成の学習機会を充実させるように努めてまいります。

また、ふるさと足寄100年塾「生きがいスクール」や学遊校の多様な講座やボランティア活動への積極的な参加など、高齢者の生きがいにつながる豊かな学び合いを支援してまいります。

さらに、女性ならではの経験と感性による社会参加が求められており、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報の提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウエタスキウィン市から引き続き国際交流員を招聘して小・中学校に派遣し、小学校の外国語活動や中学校の英語指導の支援を行うとともに、小学生や保育園児、一般町民を対象とした国際理解教室を実施してまいります。

生涯学習の施設につきましては、町民センターや生涯学習館をまちづくりやひとづくりに向けた学習拠点として位置づけており、今後も文化・芸術やスポーツ活動などの生涯学習の充実に努めてまいります。

図書室につきましては、知の拠点として蔵書の充実を図って積極的な読書普及活動を推進し、町民が気軽に利用できる図書室としての機能や利便性などの向上を進めるとともに、町民センター長寿命化や大改修を踏まえた図書室の図書館化を図ってまいります。

また、乳幼児、児童への読み聞かせや、乳幼児の絵本との出会いと親子のふれあいなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通してすぐれた文化、芸術に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において、町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるよう資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、企画、運営の工夫や発掘体験活動などにより入館者数が増加傾向にあり、本町の象徴的な学術施設として連携を図ってまいります。

国指定天然記念物オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地につきましては、新たに環境省が実施する生態系維持回復事業に参画し、有害魚類の根絶と自然環境の回復を目指し、関係機関との連携を密にしながら、保護と活用の両面について具体的方策を検討してまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の定期点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実を図ってまいります。

また、各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成

などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会会長代理 齋藤陽敬君。

○農業委員会会長職務代理（齋藤陽敬君）

議長のお許しが出ましたので、平成27年第2回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

去年は、春先の少雨による干ばつ等の影響等もあり、その後順調に推移したものの、全般的に育成は停滞気味でありました。

小麦は冬枯れ症もあり、収穫は前年を下回る結果となりました。

マメ類及びビートにつきましては、順調な生育を続け、一昨年より豊作とあってよい出来秋を迎えましたが、価格の低迷により期待した売上確保には至りませんでした。

酪農にあつては、乳価の値上げはあったものの、出荷乳量が昨年を下回り、さらには初任牛の高騰のため更新牛の確保に苦慮しているほか、生産資材価格の高騰など、厳しい環境にあつたものと思われまふ。

一方、和牛につきましては販売価格が高値で推移しており、今後も高値維持が期待される所です。

総体的には、足寄町の農業経営はまずまずの1年ではなかつたかと思われ、本年度も豊かな実りの秋を期待するものであります。

T P P交渉は、現在も参加国による交渉が継続されており、今後重要な局面を迎えることが想定されます。

こうした中、政府が米の輸入枠拡大、牛肉・豚肉の関税の引き下げ等を検討しているとの報道があり、本道の農業者を初め多くの関係者から交渉の先行きを懸念する声が上がっています。

農業委員会といたしましても、諦めることなく系統組織、地域自治体、町議会、農業団体等の関係機関と連携し、TPP交渉での重要5品目の関税維持を守らせるとともに、安全安心な農産物の生産可能な制度、政策要求を全国農業委員会会長大会や国の関係機関等に要請していきたいと考えております。

また、公選制から町長の選任制とするなど、農業委員会組織・制度改革が盛り込まれた農業改革に関する関連法案の改正を、北海道の全農業委員会が反対しているにもかかわらず国は行おうとしています。

足寄町農業委員会を含む十勝管内全農業委員会及び北海道農業会議は、現制度が有効に機能していることと考えていますが、一部の機能していない地域のために、全国一律で農業委員会組織の制度が見直されてしまうことは、これまでの努力が否定されたとしか思えずに、まことに残念だと考えております。

今後も地域農業者の公的代表機関としての位置づけや独立性を堅持できる法案の中身となるよう北海道農業委員会が一体となり、関係機関と連携を取りながら働きかけていきたいと考えています。

農業委員会は、農業生産の根幹をなす土地、人にかかわる重要な農地行政を担う機関として、農業者を初め、足寄町及び足寄町農業協同組合等関係機関と連携し、安定的かつ生産性の高い農業経営を目指し、経営コストの低減や農地への投資投下が進めやすい所有権移転を基本とした農地集積を基本に、担い手への集積・集約化、認定農業者・後継者・新規就農者といった意欲と能力のある担い手の育成確保を目指し、農地の利用調整について迅速な対応が図れるよう、さらに地域農業の確立と活力ある農村社会づくりに向けて活動を推進してまいります。

次に、農業者年金と家族経営協定の取り組みについて申し上げます。

国民年金とあわせて老後生活を豊かにするため、農業者年金の加入を促進してまいります。

また、受給年齢が近づいてこられた方のために、年金相談会なども開催していきます。

家族経営協定につきましては、農業経営において一番必要とする後継者やパートナーへの啓発を行い、なかなか普及が進まない状況にありますが、一歩ずつ推進を図ってまいります。

次に、後継者パートナー対策事業について申し上げます。

平成21年より、パートナー対策委員会を設置し対策委員会の一組織として婚活ツアー等の事業を推進しており、昨年度も新たな取り組みを行っております。

また、今年度も多くの方が参加したくなるような取り組みができるよう足寄町農業協同組合青年部と協議を進めているところであります。

今後、後継者パートナー対策のあり方を含め、改善を図りながら委員会の一員として一組でも成婚できるよう環境、機会の提供を努めてまいります。

次に、情報発信の取り組みについて申し上げます。

農業委員会だよりを発行し、情報提供を図ることや町ホームページを活用して情報発信する取り組みを進めてまいります。

以上、平成27年度足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

若干、早いとは思いますが、昼食のため休憩をいたします。

1時再開といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 報告承認第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規程により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規程により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

専決処分書。平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成26年度歳入が、歳出に対して不足する見込みとなったことにより、地方自治法施行令第166条の2の規程に基づき、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規程により、専決処分したものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げますので、2ページをお願い申し上げます。

平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,481万6,000円とするものでございます。

補正の内容について申し上げます。

5ページをお願い申し上げます。

歳出から申し上げます。

第5款繰上充用金におきまして、平成26年度収入不足額の補填として、353万8,000円を計上いたしました。

その要因でございますが、平成21年度に行いました、建物収去土地明渡請求事件に伴う建物収去到に要した費用について、平成21年12月14日付、釧路地方裁判所帯広支部による執行費用確定額に基づく請求督促状の送付を行いました。未納の状況から、平成22年度に同帯広支部に対し強制競売の申立を行い、その後、強制購買がなされましたが、未配当となったことから、いまだに未納の状況でございます。このことから、平成26年度会計年度内において弁償金の未納状況が続き、赤字決算となるため平成27年度予算から繰上充用し補填するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

第6款諸収入におきまして、建物収去、代替執行弁償金（滞納繰越分）として、歳出と同額の353万8,000円を計上いたしました。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

5ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をし

ます。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告第8号

○議長(吉田敏男君) 日程第7 報告第8号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、報告第8号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上議決いただきました、高齢者向け灯油等購入支援事業など、6ページ右側に別紙といたしまして計算書を貼付しておりますが、それぞれ事業費の額が確定いたしましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は、9事業、合計2億881万4,000円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長(吉田敏男君) ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第9号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 報告第9号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました、報告第9号繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

平成26年度足寄町介護保険特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

7ページの右側でございますが、1件、介護保険システム改修事業として、1件お願いをしております。

以上で、提案の説明を終わります。

○議長(吉田敏男君) ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第10号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 報告第10号事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、報告第10号事故繰越し繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度足寄町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3

項の規定により報告するものでございます。

8ページ右側の別紙「平成26年度足寄町事故繰越し繰越計算書」のとおり、第2款総務費第1項総務管理費、公共施設管理費において、本年3月に完成した大誉地集落センターの物置を購入することとしておりましたが、設置場所が凍上等により不安定な状態となっていたため、事故繰越を行ったものであります。

なお、この物置につきましては、設置場所が安定した5月に購入、設置を完了しております。

また、地域活性化推進事業の住環境整備補助金において、交付決定した新築工事1件、改修等工事2件が年度内に完了することが困難となったため、事故繰越しを行ったものであります。

なお、この3件につきましても、5月までに完了し補助金を交付しております。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 報告第11号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第11号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規程

により、次のとおり報告するものでございます。

平成27年2月24日から5月28日までの間で足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規程により報告する工事または製造の請負は、10ページにございます別紙のとおり3件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 議案第68号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第68号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました、議案第68号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由について、御説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料の権限強化を行うこととされたことから、生活保護受給者及び高齢福祉年金受給者並びに町民税非課税世帯で、合計所得プラス課税年金の額が80万円以下の方の介護保険料を、現行の介護保険料、年3万4,500円を、年3万1,100円に減額するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容について、御説明申し上げます。

足寄町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項の次に、次の1項を加える。

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規程にかかわらず、3万1,100円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、経過措置として、改正後の足寄町介護保険条例第3条第3項の規程は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しないとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、右側に新旧対照表を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第68号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第68号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月24日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 1時20分 散会